

南長浜地域まちづくり共創会議開催要領

(目的)

第1条 長浜市総合計画第3期基本計画の重点プロジェクト「長浜市に暮らす若者が、現在も、将来も魅力を感じられるまちを創る」取組の一つとして、産官学が集積する南長浜地域の利点を生かしたまちづくりや、土地利用の規制、誘導による定住化及び地域振興に向けた検討を進めるため、南長浜地域まちづくり共創会議（以下「共創会議」という。）を開催する。

(役割)

第2条 共創会議が果たす役割は、次のとおりとする。

(1) 南長浜地域のまちづくりコンセプト、ビジョンの精査、確認、意思共有及び情報発信に関する事項

(2) 前号に掲げるものの他、前条の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 共創会議の委員は15名以内とし、市長は次に掲げる者のうちから、共創会議へ委員としての参加を求めるものとする。

(1) 学識経験を有する者

(2) 南長浜地域で積極的にまちづくり活動を行う団体の長又はこれに準ずる者

(3) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 共創会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 共創会議の進行は、委員長がこれにあたる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、共創会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、就任承諾後、初めて開催される共創会議から2年間とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(オブザーバー)

第7条 共創会議にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、共創会議に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第8条 共創会議の庶務は、未来創造部政策デザイン課において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるものの他、共創会議に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年7月7日から施行する。